

持ち去り禁止



ごみステーションからの
ごみ・資源物の



持ち去り行為は犯罪です

◎ごみステーションから持ち去り行為を行った者に対して、持ち去り行為を行わないよう、市は、命令することができます。

◎禁止命令に違反した者には、20万円以下の罰金を科します。
禁止命令に違反した行為が、会社等の業務として行われた場合は、会社等にも同様の罰金を科します。

鹿児島市廃棄物指導課 (TEL216-1289)